



発行 新潟県

第 81 号

令和6年10月18日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

58 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（地域医療政策課）

告 示

- 1122 液化石油ガス販売事業者の認定（消防課）
- 1123 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1124 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 1125 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 1126 換地処分の届出（農地整備課）
- 1127 公共測量の終了通知（監理課）
- 1128 公共測量の実施通知（監理課）
- 1129 公共測量の実施通知（監理課）
- 1130 道路の区域変更（道路管理課）
- 1131 港湾施設の指定（港湾整備課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（道路管理課）
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（出納局管理課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札（総合評価落札方式）の実施（病院局業務課）

規 則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月18日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第58号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「追加別表項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示及び追加別表項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(料金)</p> <p>第2条 条例第3条第3項の規定に基づく料金は、消費税法（昭和63年法律第108号）<u>別表第2第6号</u>に規定する資産の譲渡等又は同表第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当しない診療その他の給付のうち健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）並びに入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「健康保険法の規定による算定基準」という。）に掲げるもの（別表に掲げるものを除く。）にあっては健康保険法の規定による算定方法及び健康保険法の規定による算定基準により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）、それ以外の診療その他の給付にあっては別表に掲げる額とする。ただし、行政上の必要があると認めるときは、国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体と、この規則によらない額の契約をすることができる。</p> <p>別表（第2条関係） 1～38（略） <u>39 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第1の1の3に規定する先発医薬品の処方等に係る薬剤料</u> <u>療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第1の1の3に定める額に1.1を乗じて得た額（10円未満</u></p>	<p>(料金)</p> <p>第2条 条例第3条第3項の規定に基づく料金は、消費税法（昭和63年法律第108号）<u>別表第1第6号</u>に規定する資産の譲渡等又は同表第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当しない診療その他の給付のうち健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）並びに入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「健康保険法の規定による算定基準」という。）に掲げるもの（別表に掲げるものを除く。）にあっては健康保険法の規定による算定方法及び健康保険法の規定による算定基準により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）、それ以外の診療その他の給付にあっては別表に掲げる額とする。ただし、行政上の必要があると認めるときは、国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体と、この規則によらない額の契約をすることができる。</p> <p>別表（第2条関係） 1～38（略）</p>

の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) 備考 (略)	備考 (略)
-----------------------------------	--------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から起算して4日を経過した日から施行する。ただし、第2条の改正は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。

告 示

◎新潟県告示第1122号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和6年10月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 認定された者の氏名又は名称及び住所
新潟サンリン株式会社
新潟市中央区東出来島11番18号
- 2 認定年月日
令和6年10月10日
- 3 保安確保機器の設置及び管理の方法
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第46条第1号

◎新潟県告示第1123号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、村上市の荒川沿岸土地改良区の定款の変更を令和6年10月9日認可した。

令和6年10月18日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第1124号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和6年10月21日から令和6年11月18日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月18日

新潟県三条地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
三条市 三条土地改良区	三条土地改良区	維持管理事業	変更	土地改良事業変更計画書の写し	三条市役所第二庁舎農林課、加茂市役所農林課	第48条

- 1 異議の申出について
この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。
- 2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて
(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画

の変更の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1125号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和6年10月18日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
赤沢	農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業	津南町	令和6年9月19日

◎新潟県告示第1126号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する第54条第3項の規定により、砂山地区土地改良事業共同施行代表赤井田正隆から区画整理事業砂山地区(全換地区)に係る換地処分をした旨の届出があった。

令和6年10月18日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1127号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年10月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量
航空レーザ測深による数値地形図データファイル
- 2 作業期間 令和6年4月15日から令和6年9月20日まで
- 3 作業地域 新潟県上越市関川・保倉川河口部

◎新潟県告示第1128号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、糸魚川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年10月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(災害復旧土地改良事業 来海沢地区 確定測量)
- 2 作業期間 令和6年10月11日から令和7年2月20日まで
- 3 作業地域 新潟県糸魚川市大字来海沢 地内

◎新潟県告示第1129号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、糸魚川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年10月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(団体営土地改良事業 大野新舟地区 確定測量)
- 2 作業期間 令和6年10月11日から令和7年2月20日まで
- 3 作業地域 新潟県糸魚川市大字大野 地内

◎新潟県告示第1130号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年10月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市和木字馬上免443番1から	新	18.3~64.3メートル	26.0メートル
同市和木字馬上免443番1まで	旧	18.3~39.5メートル	26.0メートル

◎新潟県告示第1131号

新潟県港湾管理条例(昭和38年新潟県条例第11号)第2条第2項の規定により、小木港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定する。

令和6年10月18日

小木港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

種類	名称	位置	数量及び能力
臨港交通施設	臨港道路羽茂3号線	佐渡市羽茂大橋地内	道路延長 L=172.5m 敷地幅員 W=7~9m 車道幅員 W=6m 構造 アスファルト舗装
係留施設	船揚場	佐渡市羽茂大橋地内	延長 10.1m 水深 3.0m 斜路幅員 39.0m

公 告

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年10月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ライフガーデン新発田複合商業施設計画

- 所在地 新発田市舟入町三丁目541-2 外
設置者 芙蓉総合リース株式会社 他1者
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社豊栄わくわく広場 代表取締役 長井 俊郎
(変更後) 株式会社豊栄わくわく広場 代表取締役 長井 憲太郎
- 3 変更年月日
令和5年12月25日
- 4 変更の理由
代表者の氏名変更のため
- 5 届出年月日
令和6年10月2日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和6年10月18日から令和7年2月18日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年10月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 長岡駅東トーアショッピングセンター
所在地 長岡市今朝白二丁目5番15号
設置者 株式会社東亜
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) アコール株式会社 代表取締役 佐藤 眞佐徳
(変更後) アコール株式会社 代表取締役 安東 晃一
- 3 変更年月日
令和5年9月28日
- 4 変更の理由
代表者の氏名変更のため
- 5 届出年月日
令和6年10月2日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和6年10月18日から令和7年2月18日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年10月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名称 アクロスプラザ長岡 B街区
 所在地 長岡市四郎丸町字沖田240番地1 外
 設置者 J A三井リース建物株式会社
- 2 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 （変更前）株式会社ベルパーク 代表取締役 西川 猛
 （変更後）株式会社ベルパーク 代表取締役 西川 健士
- 3 変更年月日
 令和6年4月1日
- 4 変更の理由
 代表者の氏名変更のため
- 5 届出年月日
 令和6年10月2日
- 6 縦覧場所
 新潟県産業労働部地域産業振興課
 （なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
 令和6年10月18日から令和7年2月18日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
 地域産業振興課 小規模企業支援班
 電話 025-280-5235
 Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量

(1) 凍結防止剤（村上・新発田）1 tフレコン（単価契約）	予定数量 720 t
(2) 凍結防止剤（新津・津川・三条）1 tフレコン（単価契約）	予定数量 1,560 t
(3) 凍結防止剤（新津・津川・三条）25kg包装（単価契約）	予定数量 10 t
(4) 凍結防止剤（長岡）1 tフレコン（単価契約）	予定数量 3,260 t
(5) 凍結防止剤（長岡）25kg包装（単価契約）	予定数量 7 t
(6) 凍結防止剤（十日町）1 tフレコン（単価契約）	予定数量 1,780 t
(7) 凍結防止剤（十日町）25kg包装（単価契約）	予定数量 1 t
(8) 凍結防止剤（魚沼・南魚沼）1 tフレコン（単価契約）	予定数量 1,770 t
(9) 凍結防止剤（柏崎・上越・糸魚川）1 tフレコン（単価契約）	予定数量 2,430 t
(10) 凍結防止剤（柏崎・上越・糸魚川）25kg包装（単価契約）	予定数量 1 t
(11) 凍結防止剤（佐渡）1 tフレコン（単価契約）	予定数量 640 t
(12) 凍結防止剤（佐渡）25kg包装（単価契約）	予定数量 3 t

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県土木部道路管理課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和6年9月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 株式会社高助 | 新潟県新潟市中央区礎町通四ノ町2100番地 |
| (2) 株式会社川崎薬品商会 | 新潟県加茂市五番町5番2号 |
| (3) 三恵株式会社 | 新潟県三条市元町15番16号 |
| (4) 三恵株式会社 | 新潟県三条市元町15番16号 |
| (5) 三恵株式会社 | 新潟県三条市元町15番16号 |
| (6) 近藤産業株式会社 | 新潟県長岡市大島本町3丁目333番地 |
| (7) 近藤産業株式会社 | 新潟県長岡市大島本町3丁目333番地 |
| (8) NCクリエイティブ株式会社 | 新潟県長岡市関原町1丁目1034番地1 |
| (9) 近藤産業株式会社 | 新潟県長岡市大島本町3丁目333番地 |
| (10) 近藤産業株式会社 | 新潟県長岡市大島本町3丁目333番地 |
| (11) ジャパンソルト株式会社新潟支店 | 新潟県見附市新幸町9番4号 |
| (12) ジャパンソルト株式会社新潟支店 | 新潟県見附市新幸町9番4号 |
- 5 落札価格
- | |
|----------------|
| (1) 40,590円/t |
| (2) 37,609円/t |
| (3) 60,500円/t |
| (4) 40,700円/t |
| (5) 60,500円/t |
| (6) 41,140円/t |
| (7) 59,400円/t |
| (8) 42,680円/t |
| (9) 40,590円/t |
| (10) 61,600円/t |
| (11) 49,940円/t |
| (12) 69,080円/t |
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和6年8月13日

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について(公告)

「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成11年新潟県告示第1221号)8の規定により、令和6年7月から同年9月までにおける苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和6年10月18日

新潟県知事 花角 英世

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電動リモートコントロールベッドの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年10月18日

新潟県立中央病院長 田部 浩行

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

電動リモートコントロールベッド 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年3月28日(金)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院 看護部

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条の規定に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和6年10月23日(水)午後5時15分

4 入開札の日時及び場所

令和6年10月28日(月)午前11時00分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 暴力団等の排除
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。
- (8) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (10) その他
詳細は入札説明書による。

一般競争入札（総合評価落札方式）の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達は新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）の適用を受けるものである。

令和6年10月18日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

1 入札に付する事項

- (1) 事業名
新潟県立吉田病院改築事業
- (2) 事業場所
新潟県燕市吉田大保町 地内（現病院所在地）
- (3) 事業方式
基本設計デザインビルド方式（基本設計及び実施設計、施工、工事監理等の業務を一括して行う方式）
- (4) 事業概要
ア 新病院建設
延床面積 8,896.6㎡以下
病院：8,806.6㎡以下、県央地区特別支援学校（仮称）分教室：90㎡以下
構造等の詳細については入札説明書等のおとりとする。
イ 主な業務範囲
次のおとりとする。
(ア) 施設整備に係る事前調査業務
(イ) 設計業務（基本設計・実施設計）
(ウ) 申請等の手続きに関する業務
(エ) 工事業務
(オ) 工事監理業務
なお、各業務の詳細については入札説明書等のおとりとする。
- (5) 契約期間
契約締結の日から令和9年7月31日まで
- (6) 電子入札
本工事は、電子入札対象案件であり、参加資格確認申請書及び入札書の提出等を新潟県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行わなければならない。
なお、電子入札システムを使用せずに入札に参加する場合の基準は、新潟県電子入札運用基準（工事・維持管理・委託）（新潟県電子入札ポータルサイト：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1256155374869.html>）による。
- (7) 入札方式
本事業は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による。

2 入札に関する必要事項を示す期間等

(1) 期間

令和6年10月16日(水)から令和7年2月5日(水)まで、新潟県ホームページにて公開する。

(新潟県ホームページ: <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/byoingyomu/20241016-yoshidakaitiku-sou-gouhyouka.html>)

(2) 付属資料の取扱い

公開する資料は一部のみ掲載のため、入札説明書別添資料1 要求水準書の付属資料については県のファイル交換サービスを利用して配付する。

入札参加者は、7(1)に示す電子メールアドレスに入札説明書別添資料3_様式集(以下「様式集」という。)(様式1) 守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること。

なお、誓約書を提出する際の件名は「吉田病院改築事業について(会社名)」とし、担当者の連絡先及び送付希望電子メールアドレスについて示すこと。

3 入札参加資格

(1) 入札参加者の構成等

本事業では、事業契約の相手方となる建設企業自ら設計を行うだけでなく、グループを構成する者に委託し、設計を行わせることができるものとする。

ア 入札参加者の構成は以下に示す6つの形態のいずれかとする。

(ア) 企業単独

(イ) 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)

(ウ) 建設企業と設計企業のグループ

(エ) 特定JVと設計企業のグループ

(オ) 建設企業と設計共同体(以下「設計JV」という。)のグループ

(カ) 特定JVと設計JVのグループ

イ 入札参加者がアの(ア)に示す建設企業単独の場合は、当該企業が入札手続きを行うこと。

ウ 入札参加者がアの(イ)に示す特定JVの場合は、以下の点に留意すること。

(イ) 特定JVの代表者(以下「JV代表者」という。)の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率であり、JV代表者以外の構成員(以下「JV構成員」という。)の出資比率は2社の場合は30パーセント以上、3社の場合は20パーセント以上であること。

(ウ) JV代表者、JV構成員の変更は原則として認めない。ただし、発注者が承認した場合は、この限りではない。

(エ) JV代表者が入札手続きを行うこと。

エ 入札参加者がアの(ウ)に示す建設企業と設計企業のグループの場合は、以下の点に留意すること。

(イ) 本事業契約の相手方となる建設企業(以下「代表企業」という。)と、当該企業から直接業務を受託又は請け負う設計企業(以下「協力企業」という。)から構成されること。なお、代表企業は建設工事を担当するものとし、協力企業は設計業務及び工事監理業務を担当するものとする。

(ウ) 協力企業の変更は、原則として認めない。ただし、発注者が承認した場合は、この限りでない。

(エ) 代表企業が入札手続きを行うこと。

オ 入札参加者がアの(エ)に示す特定JVと設計企業のグループの場合は、以下の点に留意すること。

(イ) 本事業契約の相手方となる特定JVと、当該JV代表者から直接業務を受託又は請け負う設計企業(以下「JV協力企業」という。)から構成されること。なお、特定JVは建設工事を担当するものとし、JV協力企業は設計業務及び工事監理業務を担当するものとする。

(ウ) JV代表者の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率であり、JV構成員の出資比率は2社の場合は30パーセント以上、3社の場合は20パーセント以上であること。

(エ) JV代表者、JV構成員及びJV協力企業の変更は、原則として認めない。ただし、発注者が承認した場合は、この限りでない。

(オ) JV代表者がグループを代表して入札手続きを行うこと。

カ 入札参加者がアの(オ)に示す建設企業と設計JVのグループの場合は、以下の点に留意すること。

(イ) 代表企業と、当該企業から直接業務を受託又は請け負う設計JV(以下「協力設計JV」という。)から構成されること。なお、代表企業は建設工事を担当するものとし、協力設計JVは設計業務及び工事監理業務を担当するものとする。

(ウ) 協力設計JVは、本事業の設計業務を目的として結成され、本業務の完了により解散する2ないし3社

で構成される共同企業体であり、構成員のうち最大の出資比率である企業を設計代表事務所とする。なお、出資比率については制限を設けない。

(ウ) 協力設計JVの変更は、原則として認めない。ただし、発注者が承認した場合は、この限りでない。

(エ) 代表企業が入札手続きを行うこと。

キ 入札参加者がアの(カ)に示す特定JVと設計JVのグループの場合は、以下の点に留意すること。

(7) 本事業契約の相手方となる特定JVと協力設計JVから構成されること。なお、特定JVは建設工事を担当するものとし、協力設計JVは設計業務及び工事監理業務を担当するものとする。

(イ) JV代表者の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率であり、JV構成員の出資比率は2社の場合は30パーセント以上、3社の場合は20パーセント以上であること。

(ウ) 協力設計JVは、本事業の設計業務を目的として結成され、本業務の完了により解散する2ないし3社で構成される共同企業体であり、構成員のうち最大の出資比率である企業を設計代表事務所とする。なお、出資比率については制限を設けない。

(エ) JV代表者、JV構成員及び協力設計JVの変更は、原則として認めない。ただし、発注者が承認した場合は、この限りでない。

(オ) JV代表者がグループを代表して入札手続きを行うこと。

ク 一方の入札参加者又は入札参加者の一員として本事業に応募した者は、他の入札参加者又は他の入札参加者の一員になることはできない。

(2) 参加資格要件

ア 共通事項

入札参加者を構成する法人は、いずれも以下の要件を満たすこと。

(7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 参加資格要件確認書類の提出時において、新潟県から指名停止の措置を受けていないこと。

(ウ) 新潟県暴力団排除推進条例(平成23年条例第23号)第6条の規定による入札への参加制限その他必要な措置を受けていない者であること。

(エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立がなされていないこと。

(オ) 工事業務を実施する者は、新潟県建設工事入札参加資格審査規定(昭和58年新潟県告示第3296号)の規定に基づく入札参加資格の審査(以下「入札参加資格審査」という。)を受け、建築一式工事に、令和6・7年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。

設計業務及び工事監理業務を実施する者は、新潟県建設コンサルタント等業務入札参加審査規定(平成7年新潟県告示第96号)に基づく令和6・7年度入札参加資格者名簿(業務の種類は「一級建築設計」に限る。)に登録されていること。

(カ) 次に掲げる者が、同時に参加していない者であること。

a 入札参加者を構成する法人の役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。)が他の入札参加者へ総資本額の50パーセント以上を出資し、又は出資を受けている者

b 組合とその構成企業

c 入札参加者を構成する法人の役員等が、次のいずれかに該当する者

- ・配偶者
- ・直系血族
- ・兄弟姉妹

(キ) 次に掲げる本事業に係る病院のアドバイザーである法人又は当該法人及び選定時の関係者との間で資本関係若しくは人的関係を有する者でないこと。

a 商号 アイテック株式会社

所在地 東京都中央区日本橋人形町3丁目3番6号 人形町ファーストビル

b 商号 株式会社プラスPM

所在地 大阪府大阪市北区西天満2丁目8番5号 西天満大治ビル

c 新潟県立吉田病院改築事業設計・施工者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員が属する法人又はその関係会社ではないこと。

(ク) 本事業の入札に参加しようとする他の入札参加者又は代表企業及び構成員でない者であること。

イ 本事業の設計業務を行う者

設計業務を実施する者が複数いる場合は、そのうち少なくとも1者は以下の(ア)から(ウ)までの要件を満たし、その他の者は(ア)の要件を満たすこと。(エ)から(ウ)までの要件は複数いるうちの1者が満たすこととする。

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 一般競争入札参加資格要件確認基準日において、平成21年4月1日以降に設計が完了した一般病床を有する延床面積6,600㎡以上の病院の新築又は増築もしくは改築に係る工事の基本設計及び実施設計業務を主契約者(共同企業体案件の場合には当該グループの構成員の中で最大の出资比例を有する者。以下同じ。)として受注した実績を有していること。

(ロ) 管理技術者(本設計業務全般の管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。)として、(イ)の実績に関し、基本設計・実施設計業務期間の2分の1以上の期間にわたり、管理技術者又は建築意匠担当主任技術者の立場で従事した実績を有し、一級建築士の資格を有する者(設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。)を配置し、主務として本業務に従事できること。

(ハ) 建築意匠担当主任技術者として、(イ)の実績に関し、基本設計・実施設計業務期間の2分の1以上の期間にわたり、管理技術者又は建築意匠担当主任技術者の立場で従事した実績を有し、一級建築士の資格を有する者(設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。)を配置し、主務として本業務に従事できること。

(ニ) 建築構造担当主任技術者として、平成21年4月1日以降に設計が完了した用途を問わない延床面積6,600㎡以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物の新築又は増築もしくは改築に係る基本設計及び実施設計業務の実績に関し、基本設計・実施設計業務期間の2分の1以上の期間にわたり、建築構造担当主任技術者の立場で従事した実績を有し、構造設計一級建築士の資格を有する者(設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。)を配置し、主務として本業務に従事できること。

(ホ) 電気設備担当主任技術者として、(イ)の実績に関し、基本設計・実施設計業務期間の2分の1以上の期間にわたり、電気設備担当主任技術者の立場で従事した実績を有し、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者(設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。)を配置し、主務として本業務に従事できること。

(ヘ) 機械設備担当主任技術者として、(イ)の実績に関し、基本設計・実施設計業務期間の2分の1以上の期間にわたり、機械設備担当主任技術者の立場で従事した実績を有し、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者(設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。)を配置し、主務として本業務に従事できること。

(エ) 管理技術者及び各担当主任技術者(管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。)は、それぞれ1名とし、兼務しないこと。

ウ 本事業の工事業務を実施する者

工事業務を実施する者が複数いる場合は、そのうち少なくとも1者は(ア)から(カ)までの全ての要件を満たし、その他の者は(ア)の要件を満たすこと。

(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定に基づく建築一式工事業について、特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(その審査基準日が一般競争入札参加要件確認基準日から起算して過去1年7か月以内であるもののうち、直近のものに限る。)の結果通知書の総合評定値が、建築一式工事において1,200点以上の者であること。

(ロ) 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成21年4月1日以降に竣工引渡し完了した一般病床を有する延床面積6,600㎡以上の病院の新築又は増築もしくは改築に係る工事業務を主契約者として受注した実績を有していること。

(ハ) 統括責任者(工事業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格要件確認

書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。)を配置できること。ただし、監理技術者(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)もしくは現場代理人を兼務することは、可能とする。

(f) 現場代理人(工事業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。)を配置できること。ただし、現場代理人が監理技術者を兼務することは、可能とする。

(g) 監理技術者として、平成21年4月1日以降に竣工引渡しが完了した一般病床を有する病院の新築又は増築もしくは改築(規模は問わない。)の業務に関し、全工程の2分の1以上の期間にわたり、監理技術者又は現場代理人又は主任技術者のいずれかの立場で従事した実績を有し、一級建築施工管理技士又は一級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得した者(工事業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。)を配置できること。

ただし、監理技術者が現場代理人を兼務することは、可能とする。

エ 工事監理業務を実施する者

工事監理業務を実施する者が複数いる場合は、そのうち少なくとも1者は(ア)から(エ)までの全ての要件を満たし、その他の者は(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 本事業における工事業務を実施する者でないこと。

(ウ) 一般競争入札参加資格要件確認基準日において、平成21年4月1日以降に工事監理が完了した一般病床を有する延床面積6,600㎡以上の病院の新築又は増築もしくは改築に係る工事監理業務を主契約者として受注した実績を有していること。

(エ) 工事監理業務を統括する管理技術者として、平成21年4月1日以降に工事監理が完了した用途を問わない延床面積6,600㎡以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物の新築又は増築もしくは改築に係る工事監理業務の実績に関し、工事監理業務期間の2分の1以上の期間にわたり、管理技術者の立場で従事した実績を有し、一級建築士の資格を有する者(工事監理業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加資格要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。)を配置し、主務として本業務に従事できること。

(3) 一般競争入札参加資格要件確認基準日

一般競争入札参加資格要件確認基準日は、令和6年11月8日(金)とする。

(4) 特定JVに係る参加資格要件の事前確認等

ア 特定JVの入札参加資格審査申請書類の受付

入札参加者の構成に特定JVが含まれる場合は、事前に入札参加資格審査申請書類を発注者に提出し、審査を受けること。

(ア) 受付期間

令和6年10月24日(木)及び令和6年10月25日(金)の午前9時から午後4時まで。

(イ) 提出方法

次の提出先に本人(法人にあっては代表権限を有する者)またはその代理人の持参による。

(ウ) 提出先

7(1)に掲げる事務局とする。

(エ) 提出資料

様式集(様式5-1)から(様式5-4) 2部

なお、(様式5-1)特定共同企業体協定書、(様式5-3)構成員一覧表は原本1部と副本1部とする。

イ 特定JVの審査結果の通知

(ア) 審査結果は、申請者に令和6年11月6日(水)までに書面により通知する。

(イ) 特定JVとしての資格が認められなかった者は、審査結果に関する通知書に指定された日までの間、その理由の説明を書面(様式自由)により請求することができる。

(5) 参加資格要件確認書類の受付等

ア 入札参加者は、以下の手順により参加資格要件確認書類を提出し、確認を受けること。

(ア) 受付期間

令和6年10月29日(火)午前9時から令和6年11月8日(金)午後4時まで。

ただし、執務時間外及び電子入札システム運用時間外を除く。

(イ) 提出方法

原則として、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、添付資料の容量の合計が3MBを超える場合は、電子入札システムを用いて様式集(様式3)参加表明書を提出するとともに添付資料各1部(紙資料及びCD-ROM)を、下記(ウ)宛に配達証明郵便又は持参により提出すること。

(ウ) 提出先

7(1)、(2)に掲げる事務局とする。

イ 参加資格要件確認書類の構成等

様式集(様式3)から(様式7-8)により構成される。

該当書類を提出すること。

ウ 参加資格要件の確認方法

参加資格要件の確認は、入札参加者が3(2)に規定する参加資格要件を満たしているか否かを確認する。

エ 参加資格要件確認結果の通知

参加資格要件確認の結果は、参加資格要件確認書類を提出した入札参加者の代表企業に対して、令和6年11月15日(金)までに、電子入札システムにより通知する。

なお、本入札に参加する要件を満たしていない者に対しては、その理由を付して通知する。

4 入札スケジュール等

(1) スケジュール

選定スケジュールは以下のとおりであるが、今後、社会状況等により変更になる可能性がある。

スケジュール	落札者選定プロセス
令和6年10月16日(水)	入札公告、入札説明書等交付開始
令和6年10月21日(月)まで	入札説明書等に関する質問等【第1回】の受付期限
令和6年10月24日(木)から 令和6年10月25日(金)まで	共同企業体の入札参加資格審査申請書類の受付期限 審査結果通知は令和6年11月6日(水)の予定
令和6年10月28日(月)	入札説明書等に関する質問等【第1回】への回答公表
令和6年10月29日(火)から 令和6年11月8日(金)まで	参加資格要件確認書類及び対話参加申請書類の受付期間
令和6年11月12日(火)まで	対話における議題内容等申請書の受付期限
令和6年11月15日(金)	参加資格要件確認結果、対話参加通知書及び対話実施要領の通知
令和6年11月18日(月)から 令和6年11月29日(金)まで	対話
令和6年11月21日(木)まで	施設整備計画に関する質問等【第2回】の受付期限
令和6年12月2日(月)	施設整備計画に関する質問等【第2回】への回答公表
令和7年2月5日(水)	入札提案書類の提出期限
令和7年2月3日(月)から 令和7年2月5日(水)まで	電子入札期間
令和7年2月6日(木)	開札
令和7年2月18日(火) ～令和7年2月19日(水)	プレゼンテーション
令和7年2月19日(水)頃	落札者の決定及び公表
令和7年2月末頃	契約締結

(2) 各種手続きについての詳細は、入札説明書等による。

(3) 各種手続きに必要な様式等は、様式集による。

5 入札及び開札の日時等

(1) 入札受付期間

令和7年2月3日(月)午前9時から令和7年2月5日(水)午後4時まで

ただし、執務時間外及び電子入札システムの運用時間外を除く。

(2) 提出方法

原則として、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、次の提出先に書留郵送又は持参により提出すること。

- (3) 提出先
7(1)に掲げる事務局とする。
- (4) 開札日時
令和7年2月6日(木)午前9時以降
- (5) 入札提案書類の提出
入札参加者の代表企業は、以下の手順に従い、本事業に関する提案内容を記載した提案書類(以下「入札提案書類」という。)を提出する。
- ア 受付期間
令和7年2月5日(水)午後4時まで。ただし、執務時間外を除く。
- イ 提出方法
入札提案書類は持参又は配達証明郵便により下記(ウ)宛に提出するものとする。
- ウ 提出先
7(1)、(2)に掲げる事務局とする。
- (6) 入札提案書類について
入札提案書類の構成(部数を含む。)及び作成要領等については、様式集を参照のこと。
- (7) 入札提案書類の取扱い
- ア 著作権
入札提案書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するが、発注者が公表、展示及びその他本事業に関し必要と認める用途に用いる場合、発注者は、これを無償で使用できるものとする。また、入札提案書類については、返却しない。
- イ 特許権等
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。
- (8) 発注者からの提示資料の取扱い
発注者が公表等により提示する資料は、本事業への応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。
- (9) 入札に当たっての留意事項
- ア 入札金額の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- イ 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。また、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- ウ 入札参加者がいないときは、入札を中止するものとする。
- エ 入札に当たっては、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合、またはその恐れがある場合は、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。
- オ 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に金額を定めなければならない。また、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。
- カ 入札参加者は、2つ以上の提案を行うことはできない。
- キ 入札提案書類の提出後、その変更、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。ただし、当該規定は入札提案書類の審査の過程において、発注者が提案内容の明瞭化等に係る作業を行うことを妨げるものではない。
- ク 入札参加者は、入札後、入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(10) 開札に当たっての留意事項

開札をした場合において、入札金額が予定価格の範囲に達した入札がないときにおいても、再度の入札は行わない。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格がない者がした入札

イ 一般競争入札参加資格要件確認書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の入札

ウ 代理権限のない者のした入札

エ 郵便により入札提案書類を提出する場合において、その送付された入札提案書類が定められた日時までに定められた場所に到着しないもの

オ 入札提案書類の記載事項が不明なもの又は入札提案書類に記名若しくは押印のないもの

カ 入札提案書類が不足しているもの

キ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出したもの

ク 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者に係る入札

ケ 入札書の金額を改ざん又は訂正したもの

コ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者の提出した入札

サ 予定価格を超える金額で入札したもの

シ その他入札に関する条件に違反したとき

6 審査及び選定に関する事項

(1) 審査及び選定に関する基本的な考え方

審査及び選定（落札者決定）の詳細は、入札説明書別添資料2__落札者決定基準による。

(2) 選定委員会の設置

事業者選定に際しては、学識経験者等の外部委員等により構成される選定委員会を設置し、意見を聴くものとする。

(3) プレゼンテーションについて

発注者は、提案内容の詳細の確認等を目的として、選定委員会において、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。ヒアリング実施の有無、日時及び方法等については、別途、入札参加者に対して通知する。

(4) 審査及び選定結果並びに公表方法

選定委員会における審査及び選定結果の概要については、発注者のホームページにより公表する。

7 本事業の事務局及び問合せ先

本事業の事務局は、以下のとおりである。

(1) 新潟県病院局業務課建設班

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話番号：025-280-5705

電子メールアドレス：ngt400020@pref.niigata.lg.jp

(2) 株式会社プラスPM (CM (コンストラクション・マネジメント) 会社)

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満2丁目8番5号 西天満大治ビル

電話番号 06-6363-6066

電子メールアドレス：yoshidahp-pluspm@plusweb.co.jp

8 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第186条第3項第1号又は第2号に該当する場合は免除する。

(4) 費用負担

応募に関して必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。

(5) その他

ア この公告に定めるもののほか、本件の入札及び事業契約の内容に関しては、新潟県病院局財務規程及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県条例第10号）その他新潟県知事が定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

イ 詳細は入札説明書による。

9 Summary

(1) Project name: Niigata Prefectural Yoshida Hospital Construction Project

(2) Bidding Period: 9:00 A.M. Tuesday, February 3 to 4:00 P.M. Thursday, February 5, 2025 (excluding times the online bidding system is inactive)

Submission method : Bidding takes place via the online bidding system. However, with permission, bidding forms may be submitted via post or brought in person to the following address (bids submitted by post are not eligible for re-submission):

Construction Team Facility Operations Division

Bureau of Hospital Administration, Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

(3) Submission of application for registering as a special joint enterprise:

Submission period :Thursday, October 24 to Friday, October 25, 2024

9:00 A.M. to 4:00 P.M. (Both days)

Submission method :Application must be submitted directly by the applicant or a proxy

Submission address : Construction Team Facility Operations Division

Bureau of Hospital Administration, Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

(4) Submission of qualification confirmation application:

Submission period : 9:00 A.M. Tuesday, October 29 to 4:00 P.M. Friday, November 8, 2024 (excluding times the online bidding system is inactive)

Submission method : Bidding takes place via the online bidding system. However, if the combined size of the attached files exceeds 3MB, with permission, the application and necessary files can be submitted via post or brought in person to the following address along with submission of the application form via the online bidding system:

Construction Team Facility Operations Division

Bureau of Hospital Administration, Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

(5) For more information, please contact the following division in Japanese:

Construction Team Facility Operations Division, Bureau of Hospital Administration,
Niigata Prefectural Government,

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL:025-280-5705(Direct line)

E-mail:ngt400020@pref.niigata.lg.jp